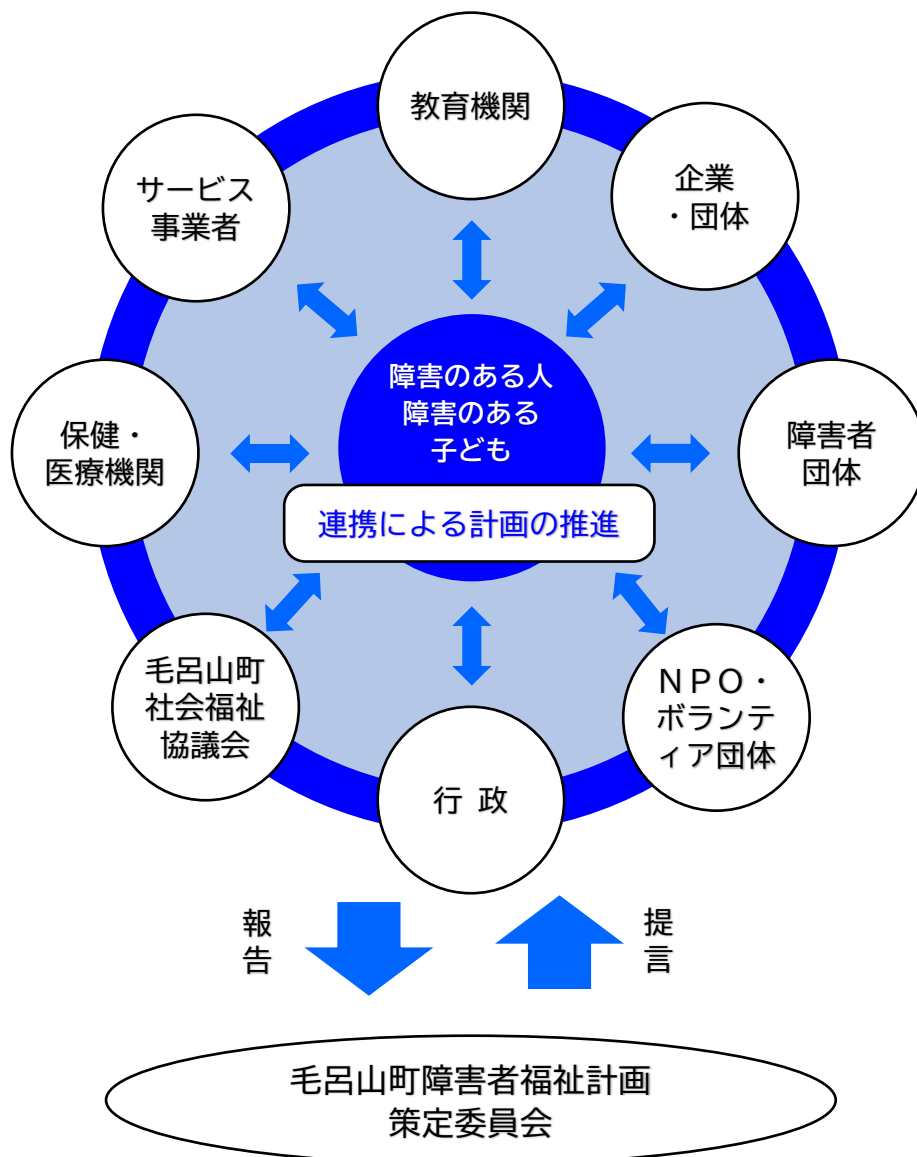


第4部 計画の推進体制と点検・評価

第1章 計画の推進体制

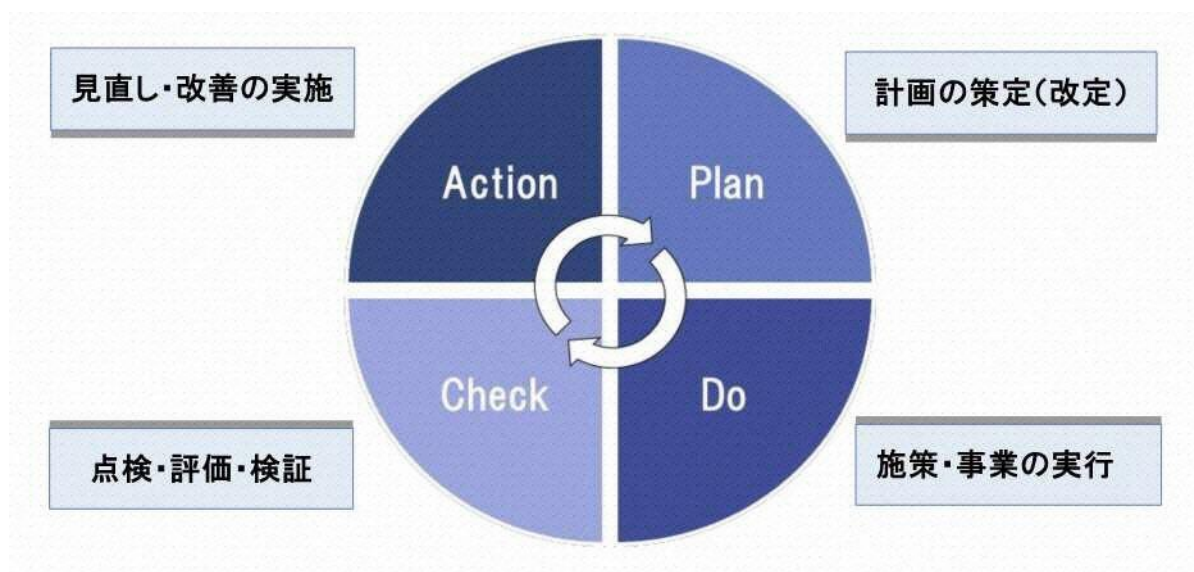
本計画の推進に当たっては、福祉課を中心に、高齢者支援課や子ども課、学校教育課などの町の行政各部署が横断的に連携する体制を強化するとともに、毛呂山町障害者福祉計画策定委員会や障害者団体、サービス事業者、毛呂山町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、保健・医療機関、教育機関その他の関係者・関係団体等と連携し、全ての住民の協力のもと、町全体で取り組むものとします。



第2章 計画の点検・評価

本計画には、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）】を導入します。

また、本計画で設定した目標等については、令和8年度までの毎年度の実績や進捗状況を点検・把握し、結果を「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」に報告して評価を行います。必要があると認めるときは、施策の変更や事業の見直し等の措置を講じるとともに、計画最終年度には全体総括を行って、次期計画の策定に反映していきます。



資料編

1 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

令和5年3月16日

告示第36号

(設置趣旨)

第1条 この要綱は、毛呂山町附属機関設置条例(合扣5年毛呂山町条例第4号)第3条の規定に基づき、毛呂山町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者団体の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 教育、雇用の関係者
- (4) 保健、医療の関係者
- (5) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、説明は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他にしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(毛呂山町障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

2 毛呂山町障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱(平成23年毛呂山町告示第64号)は、廃止する。

2 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日

[敬称略・順不同]

選出区分	氏名	職業等	備考
障害者団体の関係者 (第1号)	中島 郁子	NPO 法人マイムマイム 代表	
社会福祉団体の関係者 (第2号)	笠木 素子	社会福祉法人育心会 理事長	委員長
	福島 雄大	社会福祉法人埼玉医療福祉会 精神障害者地域活動支援センターのぞみ 施設長	副委員長
	松田 由美子	毛呂山町民生委員・児童委員協議会 障害福祉部会 部会長	
教育、雇用の関係者 (第3号)	山崎 仁之	埼玉県立毛呂山特別支援学校 校長	
	佐野 ますみ	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 アスポート相談支援センター埼玉西部毛 呂山出張所 相談支援員	
保健、医療関係者 (第4号)	岡島 宏明	社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉メディカルセンター 副病院長	
	橋本 孝子	社会福祉法人埼玉医療福祉会 光の家療育センター 相談員	
	福田 祐子	学校法人埼玉医科大学 訪問看護ステーション 管理者	
	栗原 弥生	毛呂山町保健センター 副所長	
識見を有する者 (第5号)	鈴木 美和	身体障害者相談員	
	櫻井 薫	知的障害者相談員	
	瀬山 亜佳子	毛呂山町教育委員会 教育委員	

3 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 毛呂山町障害者計画、毛呂山町障害福祉計画及び毛呂山町障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定のため、毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定、変更に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(部会長及び副部会長)

第3条 作業部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置く。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 作業部会は、部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 作業部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等の要求)

第5条 作業部会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その必要な協力を求めることができる。

(部会員の任期)

第6条 部会員の任期は、任命の日から第2条に定める所掌事項が終了するときまでとする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

4 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会員名簿

任期：令和5年7月20日～令和6年3月31日

区 分	所 属	職 名	氏 名
部 会 長	福祉課	副 課 長	綿貫 能理子
副部会長	福祉課 (障害福祉係)	係 長	井上 龍太郎
書 記	〃	主 任	安谷屋 祐太
部 会 員	総務課 (消防防災係)	主 幹 兼 係 長	小山 正史
〃	総務課 (職 員 係)	係 長	長谷川 晃
〃	企画財政課 (DX推進係)	主 幹 兼 係 長	栗島 瑞樹
〃	管財課 (管財係)	係 長	内野 益穂
〃	高齢者支援課 (高齢者福祉係)	係 長	細井 英司
〃	子ども課 (子育て支援係)	係 長	増村 早苗
〃	子ども課 (保育園)	副 所 長 兼 園 長	加藤 陽子
〃	保健センター (保 健 係)	副 所 長 兼 係 長	遠藤 ゆかり
〃	生活環境課 (交通防犯係)	係 長	荻野 睦
〃	産業振興課 (商工観光係)	係 長	長嶺 忍
〃	まちづくり整備課 (開発建築係)	主 幹 兼 係 長	小輪瀬 晃
〃	教育総務課 (管 理 係)	係 長	岩田 大佑
〃	学校教育課	指導主事	新井 敬
〃	生涯学習課	係 長	横溝 明彦
〃	社会福祉協議会 (事 業 係)	主 幹	松本 豊

5 入間西障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するため、毛呂山町、越生町及び鳩山町（以下「関係町」という。）を圏域とし、入間西障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における障害者等への相談支援体制に関すること。
- (2) 地域における関係機関の連携強化に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 困難事例への対応、調整等に関すること。
- (5) 相談支援従事者の質の向上を図るための体制構築に関すること。
- (6) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (7) 基幹相談支援センターの設置方法、運営評価等に関すること。
- (8) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (9) 法第88条第1項に規定する関係町の障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する関係町の障害児福祉計画の策定に係る協議及び進捗状況の把握や必要に応じた助言に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、全体会、専門部会及び運営会議をもって構成する。

2 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる機関団体等の代表者及び実務担当者のうちから関係町が協議の上、第12条に規定する事務局である町の長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関
- (4) 障害者関係団体
- (5) 教育、雇用関係機関
- (6) 商工業関係団体
- (7) 権利擁護関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

(10) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 全体会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、全体会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会は、協議会の円滑な運営を図るため、障害者の地域生活に関する問題及び障害者施策等に関する課題について協議することを目的とし、必要に応じて全体会の承認を得て設置する。

2 専門部会は、委員及びその他必要な関係者による部会委員をもって組織し、会長が委嘱する。

3 専門部会に、部長及び副部長をそれぞれ1人置き、部会委員の互選によりこれを定める。

4 部長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料を求めることができる。

(運営会議)

第8条 運営会議は、課題の整理、地域課題の集約、困難事例等情報の整理及び分析のほか、協議事項や提出書類の調整等、協議会全体の運営に関する協議等並びに総合的な進捗管理を行うことを目的とし、設置する。

2 運営会議は、関係町の障害福祉所管課職員、入間西障害者相談支援センター職員及び相談支援専門員をもって組織する。

3 運営会議の長は、第12条第1項に規定する事務局の課長をもって充てる。

4 運営会議の庶務は、第12条第1項に規定する事務局において処理する。

(会議の公開等)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の人を

識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものに該当する情報に関し協議する場合。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な協議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないなど、適正な会議運営が損なわれるおそれがある場合。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員及びその事務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(経費の支弁等)

第11条 協議会の委員に対する報償金及び会議等に要する費用は、関係町が負担する。

2 前項の規定により関係町が負担すべき額は、関係町において決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、関係町の障害福祉所管課の輪番により置くものとする。

2 前項の輪番は、第1条に規定する関係町の順によるものとし、その期間は2年とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の全体会の招集は、毛呂山町福祉課長が行う。

3 この要綱の施行後最初に委嘱され、又は任命された委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

4 入間西障害者地域総合支援協議会設置要綱（平成19年3月1日施行、最終改正令和2年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

6 入間西障害者地域自立支援協議会委員名簿

事業区分	氏名	所属等	区分
障害福祉サービス事業者	笠木 素子	社会福祉法人 育心会	会長
障害福祉サービス事業者	清水 秀行	社会福祉法人 ありす福祉会 聖神学園	副会長
障害福祉サービス事業者	吉澤 八寿子	社会福祉法人 かえで	副会長
障害福祉サービス事業者	福島 雄大	社会福祉法人 埼玉医療福祉会 地域活動支援センターのぞみ	
障害福祉サービス事業者	山崎 實	合同会社 YAMAHIRO 放課後等デイサービスみのるクラブ	
障害福祉サービス事業者	和田 祐一郎	社会福祉法人 埼玉医療福祉会 光の家療育センター	
障害者関係団体	中島 郁子	NPO法人 マイムマイム	
教育・雇用関係機関	高坂 純一	入間西障害者就労支援センター	
教育・雇用関係機関	山崎 仁之	埼玉県立毛呂山特別支援学校	
権利擁護	坂口 淳	越生町社会福祉協議会	
権利擁護	佐藤 誠一郎	鳩山町社会福祉協議会	

7 策定経過

開催日	委員会等	審議内容等
令和5年 2月1日～3月24日	障害福祉に関するアンケート調査の実施	
7月20日～8月10日	第1回 庁内作業部会	・計画の進捗状況の評価 ・計画の進捗状況の評価ヒアリング
8月31日	第1回 策定委員会	・計画の概要について ・アンケート調査結果報告
11月2日	第2回 策定委員会	・計画の進捗状況・評価結果報告 ・計画課題・骨子について
11月22日～12月5日	第2回 庁内作業部会	・計画素案の検討、校正
12月19日	第3回 策定委員会	・計画素案について
令和6年 1月25日～2月14日	パブリック コメント	・意見2件
1月26日	入間西障害者 地域自立支援 協議会全体会	・計画素案の説明、意見聴取
2月28日	第4回 策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・毛呂山町障害福祉計画案について

第5期 毛呂山町障害者福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

令和6（2024）年3月

発 行 毛呂山町

編 集 毛呂山町 福祉課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電 話 049-295-2112（代）

F A X 049-295-2126

U R L <https://www.town.moroyama.saitama.jp/>

MAIL fukusi@town.moroyama.lg.jp